

丸善工作部條規

明治二十四年五月一日

經テ之ヲ拒ムコトヲ得

第八條 左ノ職員ヲ置ク

部長一名 屬員若干名 職工若干名

第一條 工作部ハ丸善唐物店ニ附屬シ西洋雜貨其他要用ノ物品ヲ製造販賣スル所トス

第九條 部長ハ部中全體ノ事ヲ掌理シ及ビ屬員已下職工ヲ監督スルモノトス

第二條 新規物品ヲ試ニ製造セント欲スルモハ豫メ其金額ヲ定メ唐物店ノ承諾ヲ得ルモノトス

第十條 屬員ハ部長ノ指揮ヲ受ケ製造販賣會計等ノ事務ヲ分掌シ部長事故アルモハ上俸級ノ者其職務ヲ代理スルモノトス

第三條 製造品ハ凡テ(丸善工作部製造)ノ名稱ヲ記入スベシ

第十一條 職工ハ指揮者ノ命ヲ受ケ製造ニ從事スルモノトス

第四條 製造品ハ丸善唐物店ノ承諾シタルモノニアラザレバ(丸善工作部製造)ノ名稱ヲ記入シテ販賣又ハ廣告スルコトヲ得ズ

第十二條 唐物店ハ例月會ノ評議ヲ經テ部長已下職員ヲ進退又ハ増減スルコトヲ得

第五條 職員ニシテ新規有益ナル物品ヲ發明シ專賣特許ヲ受ケタルモハ其物ニ工作部員某發明ノ名稱ヲ記シ且其物品ニ付テノ純益金ノ五厘以上一分以下ヲ終身發明者ニ賞與スルコトアルベシ

第十三條 職員俸級ハ分テ甲乙ノ二種トス  
甲種俸級 乙種俸級

第六條 廣告文并ニ製造品ニ貼用スル札紙等ハ總テ唐物店ノ承諾ヲ得ザレバ彫刻又ハ印刷スルコトヲ得ズ

第十四條 部長及屬員ハ甲種俸級トシ例月會ニ於テ之ヲ定ム

但シ此條規前ニ掲ル札紙等ハ一應唐物店ノ検査ヲ經テ不都合ト認ムルモノハ三十日以内ニ改正スベシ

第十五條 甲種俸級ハ一ヶ月ヲ三十日トシ出勤日數ニ應シ毎月廿五日唐物店ヨリ之ヲ渡スベシ

第七條 製造品ニテ名稱ヲ汚損スルノ恐レアルカ又ハ不利ナリト認ムルモハ唐物店ハ何時ニテモ其製造ヲ制止スルコトアルベシ

第十六條 職工ハ乙種俸級トシ部長ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトヲ得但シ屬員ヨリ超過シタル俸級ヲ與フルコトヲ得ズ

但シ工作部ハ有益要用ノ製造品ト認ムルモハ例月會ノ評議ヲ

第十七條 損益勘定ハ毎月ニ調査シテ唐物店ニ差出スモノトス

第十八條 純益金ハ毎年六月十二月左ノ割合ヲ以テ配置スベシ

殘高 十分ノ六 唐物店ノ收益

十分ノ四 職員收入

全職員

湯瀬富次郎

第十九條 配當金ニ端數又ハ純益金異常ニ多額アルキハ後同ノ配當金ニ操込ムベシ

第二十條 積立金ハ後來業務ヲ擴張スル爲メニ備ヘ置クヲ以テ如何ナル事情アルモ配當金ニハ加入セザルモノトス

第二十一條 部長及屬員ニシテ此條規ヲ犯シタルモノハ俸級十五分ノ一已上二分ノ一已下ノ罰金ヲ出サシムルコト有ルベシ

第二十二條 此條規ニ明文ナキモノハ丸善商社ノ通則ニ依ル

第二十三條 此條規ノ改正ヲ要スルキハ意見ヲ附シテ例月會ニ差出スベシ

右條規確守之証トシテ記名調印スルモノ也

明治廿四年五月一日

丸善工作部々長

安井敬七郎

全職員

松本定吉

全職員

岡本梅太郎

全職員

堀江貞吉

[注] 丸善工作部條規 明治二十四年五月一日制定(客)

明治二十二年工作部條規を起草、明治二十四年五月補足修正して実施された。この條規の目的は、從來唐物店監督下にあった工作部を唐物店の附屬として工作部の製造及び販売の統制を強化することにあつた。